

徳島県告示第四百十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

- 1 化学名 N・（一・アミノ・三・ジメチル・一・オキソブタン・二・イル）・  
一・ベンジル・一H・インダゾール・三・カルボキシアミド（通称 ADB  
・BINACA）及びその塩類
- 2 化学名 一・（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソール・五・イル）・二・（ブチル  
アミノ）ブタン・一・オン（通称 N・Butylbutylone、N・  
Butyl norbutylone）及びその塩類
- 3 化学名 二・（エチルアミノ）・二・（三・フルオロフェニル）シクロヘキサン・  
一・オン（通称 F X E、Fluorexetamine）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年九月七日